

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1	鹿児島県	鹿児島県出水郡長島町の女性	平25.5.26	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>当審査会は、水俣病の認定につき最高裁判所平成24年(行ヒ)第245号事件の平成25年4月16日判決と同様の考え方をとる。</p> <p>すなわち、昭和52年判断条件はそこに示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するものであるが、症候の組合せが認められない場合に水俣病を否定するものではなく、その場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると個別具体的に判断できれば水俣病と認定できると考える。</p> <p>然るところ、本事案では症候の組合せは認められないから、総合的な検討を以下のとおり行う。</p> <p>請求人が有機水銀にばく露した可能性はあるが、その程度は高いとはいえない。また、水俣病に典型的な症候は認められず、一定の症候については有機水銀はく露以外の原因による可能性が高い。以上から、請求人が水俣病に罹患していると認めることはできない。よって、本件審査請求を棄却する。</p>	審査請求人は本人。 審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平24.5.15	平25.2.25 平25.3.11 平25.5.9

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	群馬県桐生市の女性 (審査請求人承継人)	平30.2.16	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>請求人については、大量の石綿にばく露した可能性は否定できず、著しい呼吸機能障害は認められるが、放射線画像所見において、びまん性胸膜肥厚を認めることはできなかった。したがって、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったものとは認められない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、本人。 審査請求人は、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。 審査請求後死亡。	平29.9.19	平29.12.6
2	独立行政法人環境再生保全機構	東京都八王子市の女性	平30.4.20	肺がん 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>未申請死亡者については、放射線画像所見において、原発性肺がんであることは認められたが、胸膜ブランク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見はいずれも認められなかった。また、石綿小体・石綿繊維計測の結果はいずれも留意事項の指標を満たさなかった。</p> <p>したがって、原発性肺がんであるが、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる医学的所見を確認することができず、石綿を吸入することによりかかった肺がんであると判定することはできない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより肺がんになり患し、当該疾病に起因して死亡したとして申請。	平28.2.8	平30.3.1

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
3	独立行政法人環境再生保全機構	岩手県盛岡市の男性	平30.5.28	中皮腫認定	棄却 病理学的診断で、中皮腫が否定され、肺がんの可能性が示唆されるから、中皮腫とは認められない。また、仮に肺がんであるとしても、胸膜ブランク及びじん肺法に定める第1型以上の肺線維化の所見は認められないから、石綿起因性を認めることはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、申請中死亡者の父親。 審査請求人は、申請中死亡者が、石綿を吸入することにより、中皮腫に罹患したとして申請。	平29.10.10	平30.3.1
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の男性	平30.12.3	肺がん認定	却下 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定する。然るところ、本件は、請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過した後に審査請求をしている。また、本件では上記「正当な理由」に当たる事実は窺えない。よって、本件審査請求は審査請求期間を徒過した不適法なものであるから却下する。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより肺がんを患ったとして申請。	平30.3.23	平30.8.6